

すぐに購入できる物件のご案内

(令和8年9月9日)

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県

栃木県・群馬県・山梨県・新潟県・長野県

（ 売払申請書を先着順で提出された方1名様に限り、資格審査後、購入できる物件です。売払申請にあたっては、6ページの受付期間等にご注意ください。 ）



くらしに役立つ国有財産[©]

財務省関東財務局

購入手続きのながれ

1 申請書の提出

- ・先着の方1名様に限り申請者とし、「普通財産売払申請書」を受け付けます。
(同一物件で複数名から同日付で提出された場合は、抽選により申請者を決定します。)
- ・申請書と合わせて「誓約書」、「同意書」、「住民票」(法人の場合は登記事項証明書〔現在事項全部証明書〕)、「印鑑証明書」及び「役員一覧」(法人のみ必要)を提出してください。
(「売払申請書」「誓約書」「同意書」「役員一覧」については、所定の様式をご使用ください。)
- ・申請書類に不備がある場合には、受理できません。
※住民票(法人の場合は登記事項証明書〔現在事項全部証明書〕)及び印鑑証明書は、発行から3ヶ月以内のものに限りますので、ご注意ください。
- ・物件調書等により、必ず現地を確認いただいたうえで申請してください。

2 資格審査

- ・申請者の資格審査に10～15日程度の期間を要します。
(申請書及び添付書類に記入した内容については、警察当局へ情報を提供します。)

3 売却の決定

- ・審査のうえ売却相手方に決定した後、書面により決定をお知らせします。

4 売買契約の締結

- ・売却相手方に決定した日の翌日から30日以内に売買契約を締結します。
(30日目が土日・祝日・閉庁日の場合は、翌開庁日までとなります。)
- ・国が売買契約書を用意します。
- ・売買契約書は、実印を押印していただきます。
- ・契約書2通のうち1通に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。
(登録免許税は納付書を送付しますので、契約締結までに納付していただきます。)

5 売買代金の支払い

- ・契約を締結するときには、①「契約保証金」として売買代金の1割以上の金額を納付していただく方法と、②「売買代金全額」を納付していただく方法があります。ただし、物件番号 0020、0037、0039、0040 は、他省庁所管の財産であるため、支払方法は①のみに限られます。
- ・上記①の「契約保証金」を納付する場合、売買契約締結後、納付された契約保証金と売買代金との差額の納入告知書を郵送しますので、売買契約締結日を含めて20日以内に金融機関の窓口からお支払いください。(20日目が土日・祝日・閉庁日の場合は、直前の金融機関の営業日までとなります。)
ただし、売買契約の締結を3月に行う場合は、契約保証金を売買代金に充当することはできませんので、新たに売買代金全額をご用意いただくことになります。契約保証金は、売買代金全額の納付を確認でき次第、返還します。

6 所有権の移転

売買代金全額の納付が確認できましたら、国で所有権移転登記の手続きを行います。
所有権移転登記が完了しましたら、登記識別情報をお渡しします。

以上で手続きは完了です。

入札物件のホームページ情報

1. 関東財務局ホームページにアクセス



2. トップページ下段の**国有財産**をクリック



3. 遷移先のページで **国有地の購入を 検討されている方へ** をクリック

国有地の購入を検討されている方へ

売却情報を掲載しています。
旧里道・水路の境界確定及び売却についてもこちらをご覧ください。

国有地の購入を検討されている方へ

一般競争入札に係る物件情報

- 現在公示中の物件情報及び先着順ですぐに購入できる物件情報を掲載しています。
一般競争入札の今後のスケジュールについては「[一般競争入札の実施スケジュール](#)」のページをご覧ください。
- ➔ [現在公示中の一般競争入札物件](#)（現在、公示している物件は）
 - ・ 入札結果は「[一般競争入札（売却）の開札結果及び](#)
 - ➔ **[すぐに購入できる物件](#)**
 - ➔ [国有財産の売却に係る媒介業務](#)
 - ➔ [一般競争入札の実施スケジュール](#)

4. 遷移先のページの **すぐに購入できる物件** をクリック

5. 対象物件の詳細（物件調書、明細図等、現地写真）と各種様式を ダウンロードできるページが表示されます。

— 目 次 —

	ページ
売却可能物件一覧表	1～3
購入手続きのご案内	
1 受付窓口	4
2 売却物件	4
3 申請できない方	4
4 提出する書類	5
5 受付期間・申請方法等	6
6 売却の決定	7
7 売買契約の締結	7
8 売買代金の支払い	7
9 契約内容等の公表	7
10 売買契約に付す条件	8
11 特約条項及び資料の閲覧	8～14
売払申請に必要な書類について	15, 16
売払申請書受付窓口	17
普通財産売払申請書(様式)	巻末
誓約書(様式)	巻末
同意書(様式)	巻末
役員一覧(様式)	巻末
建物現地見学申込書・建物現地見学辞退届(様式)	巻末
連絡メモ(様式)	巻末

売却可能物件一覧表（令和８年度第１回 土地３５件）
売払申請書提出期限：令和９年３月１７日

令和8年9月9日

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	用途 地域	最寄駅/バス停		徒歩 (分)	売却価格(円)
0003	東京都世田谷区北烏山1－868－23	51.27	準住	京王電鉄京王線	芦花公園駅	5	30,700,000
0004	東京都北区西ヶ原3－37－29	84.01	1中	東京メトロ南北線	西ヶ原駅	7	8,260,000
0007	東京都八王子市川口町1795－1	1,008.01	1低	西東京バスJR八王子駅 行	西八王子駅/犬目停留所	10	26,900,000
0009	東京都町田市森野6－433－2	299.06	1低	JR横浜線	古淵駅	19	5,870,000
0012	神奈川県横浜市都筑区川向町字北耕地1042－1	274.94	工業	横浜市営バス新横浜駅 行	小机駅/新開橋停留所	4	9,160,000
0013	神奈川県川崎市多摩区枋形6－4524－2 外1筆	4,800.81	1中 1住	小田急小田原線	向ヶ丘遊園駅	7	168,000,000
0014	神奈川県逗子市沼間1－30	620.71	1中	JR横須賀線	東逗子駅	5	5,150,000
0015	埼玉県川口市戸塚南1－2－16	317.45	1中	埼玉高速鉄道線	戸塚安行駅	5	65,100,000
0016	埼玉県川口市戸塚南1－3－6	376.28	1中	埼玉高速鉄道線	戸塚安行駅	5	72,800,000
0019	埼玉県桶川市上日出谷南1－24－13	647.05	1住 1低	川越観光バス	桶川駅/けやき団地 北停留所	3	41,500,000
0020	千葉県千葉市中央区川戸町363－3	165.05	1低	千葉中央バス	鎌取駅/千葉南高校 停留所	3	9,840,000
0021	千葉県千葉市中央区道場南2－241－8 外1筆(私道負担あり)	132.63外	2住 1住	JR総武本線	東千葉駅	20	9,430,000
0022	千葉県千葉市若葉区上泉町1035	618.32	調整 区域	千葉都市モノレール線	千城台駅	－	8,530,000
0024	千葉県鎌ヶ谷市富岡3－1703－11 外6筆	805.40	1住 1低	東武アーバンパーク ライン	鎌ヶ谷駅	8	42,500,000
0027	茨城県鹿嶋市大字荒井字前601－5	551.77	調整 区域	鹿島臨海鉄道大洗鹿 島線	鹿島大野駅	20	921,000
0029	栃木県日光市森友字橋場686－5 外5筆	1,895.50	準工 無	関東バス宇都宮駅行	下今市駅/今市日産 前停留所	2	4,060,000
0030	栃木県小山市大字大行寺字上川原1016－21	291.97	1住	JR宇都宮線	小山駅	20	5,690,000
0031	栃木県那須塩原市新朝日63－3 外3筆	1,068.06	準工	JR宇都宮線	黒磯駅	9	12,500,000
0033	群馬県藤岡市立石字中川原523－1 外2筆(仮換地済)	685	近商	JR八高線	北藤岡駅	3	14,900,000
0034	群馬県安中市郷原字塩ノ窪53－9	439.73	無	JR信越本線	碓部駅	8	2,010,000
0035	山梨県韮崎市中田町中條字後地1449－2 外1筆	665.36	都計 外	JR中央本線	新府駅	19	467,000
0036	山梨県北杜市高根町上黒沢字中久保1186－1 外1筆	467.28	都計 外	JR中央本線	長坂駅	－	922,000
0037	山梨県甲斐市大久保字村東1400－4	205.87	1低	JR中央本線	塩崎駅	－	3,690,000
0038	山梨県笛吹市春日居町寺本字神東242－2 外1筆	832.36	無	JR中央本線	春日居町駅	14	4,570,000
0039	山梨県中巨摩郡昭和町押越字中川瀬2021－2	191.59	1住 2中	JR身延線	国母駅	18	8,440,000

※ 物件に関する登記地目、登記数量、建蔽率、容積率、工作物・立木竹の有無などの詳細事項は、ホームページに掲載されている物件調書を確認してください。

※ 先着順の受付ですので、物件の有無が日々変動します。売払申請に当たってはP4に記載されている問合せ先まで必ずご確認ください。

売却可能物件一覧表（令和８年度第１回 土地３５件）
 売払申請書提出期限：令和９年３月１７日

令和8年9月9日

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	用途 地域	最寄駅/バス停		徒歩 (分)	売却価格(円)
0040	新潟県柏崎市栄町2131-12	328.28	1中	JR越後線	東柏崎駅	14	5,100,000
0041	新潟県村上市二之町790-7	808.90	1低	JR羽越本線	村上駅	24	8,760,000
0042	新潟県阿賀野市粕島字野中338-2	169.56	無	JR羽越本線	京ヶ瀬駅	17	890,000
0043	新潟県南魚沼市美佐島字細田93-2	422.58	1住	JR上越線	六日町駅	17	2,880,000
0044	長野県長野市松代町西条字筒井3514-2	551.59	調整 区域	アルピコ交通バス長野 駅行	篠ノ井駅/松代高校 停留所	25	1,510,000
0045	長野県飯田市曙町132-2	184.98	1住	JR飯田線	飯田駅	10	720,000
0046	長野県小諸市田町2-307-5	274.30	1中	JR小海線	小諸駅	12	3,650,000
0048	長野県千曲市大字上徳間字十夜河原2434-1	146.03	2中	しなの鉄道しなの鉄道 線	千曲駅	15	3,590,000
0049	長野県木曽郡上松町大字上松188-81	287.17	1住	JR中央本線	上松駅	8	1,990,000
0050	長野県木曽郡王滝村2471-8	723.28	都計 外	JR中央本線	木曽福島駅	-	1,730,000

※ 物件に関する登記地目、登記数量、建蔽率、容積率、工作物・立木竹の有無などの詳細事項は、ホームページに掲載されている物件調査を
 確認してください。

※ 先着順の受付ですので、物件の有無が日々変動します。売払申請に当たってはP4に記載されている問合せ先まで必ずご確認ください。

この一覧表では、次のように用途地域名を省略しています。

第1種低層住居専用地域・・・・・・・・ 1低	田園住居地域・・・・・・・・ 田園
第2種低層住居専用地域・・・・・・・・ 2低	準工業地域・・・・・・・・ 準工
第1種中高層住居専用地域・・・・・・・・ 1中	工業地域・・・・・・・・ 工業
第2種中高層住居専用地域・・・・・・・・ 2中	工業専用地域・・・・・・・・ 工専
第1種住居地域・・・・・・・・・ 1住	商業地域・・・・・・・・ 商業
第2種住居地域・・・・・・・・・ 2住	近隣商業地域・・・・・・・・ 近商
準住居地域・・・・・・・・・・・・・ 準住	
(市街化調整区域等)	
市街化調整区域・・・・・・・・・ 調整区域	
都市計画・準都市計画区域外・・・・・・・・・ 都計外	
用途地域指定なし・・・・・・・・・ 無	

売却可能物件一覧表（令和８年度第１回 建物付土地１件）
 売払申請書提出期限：令和９年３月１７日

令和8年9月9日

物件 番号	所 在 地 (住 居 表 示)	土地 面積 (㎡)	建築面積 延床面積 (㎡)	建物の種類 (構 造)	建築年月	用途 地域	最寄駅/バス停		徒歩 (分)	売却価格 (税込・円)
0053	新潟県新潟市西区小針南台1578-22 外2筆 (小針南台5-35)	172.92	40.53 63.68 外	居宅 (木造 セメント瓦ぶき 2階建) 外	昭和44年9月 外	1住	JR越後線	小針駅	4	6,900,000

※ 物件に関する登記地目、登記数量、建蔽率、容積率、工作物・立木竹の有無などの詳細事項は、ホームページに掲載されている物件調書を
 確認してください。

※ 先着順の受付ですので、物件の有無が日々変動します。売払申請に当たってはP4に記載されている問合せ先まで必ずご確認ください。

この一覧表では、次のように用途地域名を省略しています。

第1種低層住居専用地域…………… 1低	田園住居地域…………… 田園
第2種低層住居専用地域…………… 2低	準工業地域…………… 準工
第1種中高層住居専用地域…………… 1中	工業地域…………… 工業
第2種中高層住居専用地域…………… 2中	工業専用地域…………… 工専
第1種住居地域 …………… 1住	商業地域…………… 商業
第2種住居地域 …………… 2住	近隣商業地域…………… 近商
準住居地域…………… 準住	
(市街化調整区域等)	
市街化調整区域 …………… 調整区域	
都市計画・準都市計画区域外…………… 都計外	
用途地域指定なし …………… 無	

購入手続きのご案内

売払申請書を先着順で提出された方1名様に限り、売却します。

1 受付窓口(17ページの地図をご参照ください)

関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官(入札担当)で、下記5の期間内に持参又は郵送(簡易書留郵便)にて随時受け付けています。

なお、先着順の受付ですので、物件の有無が日々変動します。売払申請にあたっては、下記問合せ先まで必ずご確認ください。

【受付窓口及び問合せ先】

関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官(入札担当)

所在: 〒330-9716

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館14階

電話: 048-600-1177(ダイヤルイン)

交通: JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」徒歩5分

宇都宮線・高崎線の快速列車と湘南新宿ラインでは、通過駅となります。

JR埼京線「北与野駅」徒歩10分

※ 売払申請書の受付窓口は関東財務局(埼玉県さいたま市)のみとなっています。
各財務事務所においては受け付けていませんのでご注意ください。

2 売却物件

売却物件は、「売却可能物件一覧表」(1~3ページ)をご覧ください。

3 申請できない方

次に該当する方は、申請できません。

- ・ 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者
- ・ 国有財産法第16条の規定に該当する者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

4 提出する書類

(1) 「普通財産売払申請書」

申請の際には、以下の書類を添付していただく必要があります。

なお、申請書類の記入方法及び注意事項については、「売払申請に必要な書類について」(15、16ページ)及び巻末の記入例を参照願います。

①個人が申請する場合

「住民票抄本(マイナンバー記載なし)」、「印鑑証明書」(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)

②法人が申請する場合

「登記事項証明書(現在事項全部証明書)」、「印鑑証明書」(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)、「役員一覧」

(2) 「誓約書」

申請の際には、以下の条件に違反しない旨の「誓約書」の提出が必要です。

＜買受者の適格条件＞

買受者は、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはならない。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

第2条 第2号 暴力団 … その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

第6号 暴力団員 … 暴力団の構成員をいう。

＜公序良俗に反する使用等の禁止＞

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(3) 「同意書」

申請の際には、下記9の契約締結の要件となる「同意書」を提出していただきます。

(4) 「建物現地見学申込書」又は「建物現地見学辞退届」

建物付物件については、現地見学を実施します。見学を希望される場合は、「建物現地見学申込書」を提出してください。また、売払申請書提出後において、現地見学を不要とされる場合は、「建物現地見学辞退届」を提出してください。

(5) 「連絡メモ」

申請を受理した方には、今後の契約についてのご希望を「連絡メモ」に記入していただいております(詳細は巻末の様式を参照)。「連絡メモ」の用紙は申請時に窓口でお渡しいたしますが、事前に巻末の様式に記入し、お持ちいただいても結構です。

なお、契約締結希望日時については、警察当局の資格審査に要する期間によっては、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

(6) 「委任状」

国と媒介契約を締結した受託者(宅地建物取引業者)が「売払申請書」を提出する場合、「委任状」(任意様式)を提出していただきます。

5 受付期間・申請方法等

(1) 受付期間

令和8年10月9日(金)～令和9年3月17日(水)

(2) 申請方法

● 持参の場合

上記4に記載された書類をすべて封筒に入れて封をし、下記時間内に申請受付窓口(17ページ)あてに直接持参にて提出してください。

＜受付時間＞

9:00～12:00及び13:00～17:00(土日・祝日・閉庁日を除く)

● 郵送の場合

上記4に記載された書類をすべて封筒に入れて封をし、申請受付窓口(17ページ)あてに簡易書留郵便にて申し込みください。受付窓口書類が到達した日が受付日となりますので、余裕をもって発送してください。

【宛先】

〒330-9716

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館14階

関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官(入札担当)

(3) くじ引きの実施

- 普通財産売払申請書が同一物件に複数名から同日付で提出された場合は、くじによる抽選をもって売払申請者を決定します。くじを行う場合、申請書提出日の17時以降に、「連絡メモ」に記載の連絡先にお電話します。その際に、くじ引き参加の可否についてお尋ねします。

※ くじは、普通財産売払申請書提出日の翌開庁日10時に申請受付窓口において実施します。また、代理人(委任状有)の方がくじを引くこともできます。

なお、申請者又は代理人によるくじ引きができない場合は、国の指定した者がくじを引きます。

- くじの結果につきましては、当該申請者あて郵送にて通知します。売却相手方とならなかった場合、売払申請書等は返却いたします。

(4) その他注意事項

- 現地、物件調書、明細図等、契約に付す条件、特約条項及び閲覧資料(下記10及び11(8～14ページ)を参照)をご承知のうえ、申請してください。
- 共有名義での登記をご希望の方は、「普通財産売払申請書」の申請者欄に、共有者全員の住所・氏名・持分割合等の必要事項を記入・押印のうえ、申請してください。
- 申請書類に不備がある場合は、受付できません。
- 売却の決定にあたって、資格審査に10～15日程度の期間を要します。(申請書及び添付書類に記入された内容は、買受資格の確認をするため、警察当局へ情報を提供します。)

6 売却の決定

- 買受資格の審査の後、売却相手方に決定しましたら、書面により決定をお知らせします。

7 売買契約の締結

- 売却相手方の決定をした日の翌日から30日以内に売買契約を締結します。
(国が国有財産売買契約書を用意します。)
※ 30日目が土日・祝日・閉庁日の場合は、翌開庁日までとなります。
- 売買契約書も申請書類一式と同じ実印を押印していただきます。
- 契約書2通のうち1通に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。
※ 登録免許税額は、事前にお知らせして納付書を送付します。契約締結までに納付していただき、契約当日にその領収証書をお持ちください。

8 売買代金の支払い

- 売買代金の支払方法は、2通りの方法があります。売買契約を締結するときに、①「契約保証金」として売買代金の1割以上の金額を納付していただく方法と、②「売買代金全額」を納付していただく方法です。ただし、物件番号 0020、0037、0039、0040 は、他省庁所管の財産であるため、支払方法は①のみに限られます。
- 上記①の「契約保証金」を納付する場合、売買契約締結後、納付された契約保証金と売買代金との差額を、売買契約締結日から20日以内にお支払いいただきます。(20日目が土日・祝日・閉庁日の場合は、直前の金融機関の営業日までとなります。)売買契約締結後、納入告知書を送付しますので、金融機関の窓口からお支払いください。
ただし、売買契約の締結を3月に行う場合は、契約保証金を売買代金に充当することはできませんので、新たに売買代金全額をご用意いただくことになります。契約保証金は、売買代金全額の納付を確認でき次第、返還します。

9 契約内容等の公表

- 売買契約を締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を関東財務局のホームページにおいて公表することとなります。
所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別(契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名)、契約相手方の業種(契約相手方が法人の場合のみ)、価格形成上の減価要因(国の予定価格(予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。))の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。)、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率
- 上記に掲げる情報の公表に対する同意が売買契約締結の要件となります。

10 売買契約に付す条件

- 公序良俗に反する使用等の禁止

買受者は、売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

- 実地調査等

国は、上記条件の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

- 違約金

買受者は、上記条件及び実地調査等に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。

11 特約条項及び資料の閲覧

物件調書については関東財務局のホームページをご覧ください。

全ての物件について、売買契約書第8条に特約条項が付されます。

【国有財産売買契約書(案)(抜粋)】

売払人国(以下「甲」という。)と買受人(売却相手方)(以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

(特約条項)

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等(別紙1)記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

また、特約条項にあたって、物件調書が売買契約書の添付資料となり、閲覧資料が別途交付されます。

なお、閲覧資料がある物件については、次ページ以降の表のとおりとなります。

関東財務局管財第2部統括国有財産管理官(入札担当)又は担当する地域の各財務事務所・出張所において、閲覧してください。

不明な点は、17ページの売払申請書受付窓口までご照会ください。

物件番号	閲覧資料
0003	土地履歴調査報告書 ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書(3件)」 ハザードマップ(1枚)
0004	埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) 越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」 ハザードマップ(4枚)
0007	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) 通行承諾書(4件) ハザードマップ(1枚)
0009	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(1枚)
0012	土地履歴調査報告書 ハザードマップ(1枚)
0013	境界標関係資料 土地の無償使用に関する確認書(1件) ハザードマップ(1枚)
0014	土地履歴調査報告書 ハザードマップ(2枚)
0015	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(3枚)
0016	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(3枚)

物件番号	閲覧資料
0019	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(2枚)
0020	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ(3枚)
0021	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書(5件)」 ハザードマップ(3枚)
0022	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ(3枚)
0024	越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」 ハザードマップ(1枚)
0027	土地履歴調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」 ハザードマップ(2枚)
0029	土地履歴調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」 通行承諾書(2通) ハザードマップ(1枚)

物件番号	閲覧資料
0030	埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) 越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」 土地の無償使用に関する確認書 ハザードマップ(1枚)
0031	土地履歴調査報告書 物納の条件付許可に係る条件履行要求事項完了届出書 埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(1枚)
0033	埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 損失補償に関する覚書 送電線架設に関する契約書・覚書 ハザードマップ(3枚)
0034	土壌汚染概況調査報告書 土壌汚染平面範囲調査報告書 埋設物撤去工事完了報告書 埋設物調査工事報告書(掘削調査)2冊 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ(2枚)
0035	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ(1枚)

物件番号	閲覧資料
0036	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ(1枚)
0037	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」 ハザードマップ(1枚)
0038	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」 ハザードマップ(1枚) 埋蔵文化財の試掘調査結果報告について(通知)
0039	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ(1枚)
0040	埋設物調査工事報告書(ボーリング調査)

物件番号	閲覧資料
0041	埋設物撤去工事完了報告書 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書(4件)」 ハザードマップ(1枚)
0042	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」 ハザードマップ(1枚)
0043	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ハザードマップ(1枚)
0044	越境物又は工作物に関する「確認書(3件)」 ハザードマップ(1枚)
0045	契約書 ハザードマップ(1枚)
0046	埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書(2件)」 ハザードマップ(1枚)
0048	埋設物調査工事報告書(掘削調査) 埋設物調査工事報告書(ボーリング調査) 越境物又は工作物に関する「確認書(4件)」 ハザードマップ(2枚)

物件番号	閲覧資料
0049	越境物又は工作物に関する「確認書(4件)」 ハザードマップ(1枚)
0050	ハザードマップ(1枚)
0053	ライフライン埋設状況調査報告書2冊 アスベスト分析調査報告書2冊 アスベスト有無に関する事前調査結果報告書2冊 建物状況調査報告書 土地の無償使用承諾書(1件) ハザードマップ(1枚) 建物図面

※越境物又は工作物に関する「確認書(件)」には、①隣地から国有地に越境している工作物の所有者が将来、撤去(移動)することを確約する書面、②国有地から隣地に越境している建物・工作物等について、撤去及び使用料その他の負担を求めないことを確約する書面などがあります。

詳細については、閲覧資料をご確認ください。

また、ハザードマップは、入札物件の所在する地方公共団体が作成・提供した水害(洪水、雨水出水、高潮等)等のリスク情報を反映したものですが、記載されている内容は今後変更される場合がありますので、売払申請者は各地方公共団体の最新の水害ハザードマップをご確認下さい。

なお、浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないというものではありません。

売払申請に必要な書類について

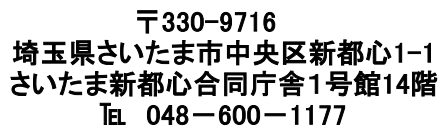
下表のとおり、○印のある書類を提出してください。

No.	書 類 名	個人	法人	注 意 事 項 等
1	普通財産 売払申請書	○	○	・巻末の申請書をご使用ください。 ・売払申請書は、必ず住所又は所在地欄、氏名又は名称欄、電話番号欄を記入し、印鑑登録をしている実印をご使用ください。 ・共有名義で申込みされる方は、それぞれの持分割合もご記入ください。 （別添・売払申請書の記入例のとおり。）
2	誓約書	○	○	・巻末の様式をご使用ください。 ・普通財産売払申請書と同様に、必ず住所又は所在地欄、氏名又は名称欄を記入してください。
3	同意書	○	○	・巻末の様式をご使用ください。 ・普通財産売払申請書と同様に、必ず住所又は所在地欄、氏名又は名称欄を記入してください。
4	住民票抄本 （マイナンバーの 記載のないもの） （コピー不可）	○	—	・売払申請の時点で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。 ・共有名義で申請される方は、共有者全員の住民票が必要となります。
5	登記事項証明書 （現在事項全部証明書） （コピー不可）	—	○	・売払申請の時点で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。 ※代表者事項証明書（資格証明）は不可。
6	印鑑証明書 （コピー不可）	○	○	・売払申請の時点で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

No.	書 類 名	個人	法人	注 意 事 項 等
7	役員一覧	—	○	・巻末の様式をご使用ください。 ・法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について、ご記入ください。
8	連絡メモ	○	○	・巻末の様式をご使用ください。 ・申請書提出時に、売買代金の支払方法、ご希望の契約締結日をご記入いただきます。
9	委任状	△	△	・任意の様式をご使用ください。 ※媒介により「売払申請書」を提出の場合、必要となります。

※ 物件ごとに申請書類（原本）が必要となります。

関東財務局 管財第2部
統括国有財産管理官（入札担当）
【全地域の物件】



メールマガジンは、以下のサイトのメールマガジンコーナーから登録・変更等が出来ます。

右の二次元コードを読み取るとスマートフォン等からアクセス出来ます。



令和 年 月 日

財 務 大 臣 殿

〒 ー

申請者 住所又は
所在地

(フリガナ)

氏名又は

名 称 実印

(TEL ー ー)

普 通 財 産 売 払 申 請 書

下記のとおり普通財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所 在 地	区分	種目	構造	数量 (㎡)	使用目的	摘 要

《売払申請書の記入例①（土地：個人の場合）》

令和××年××月××日

提出日を記入する

財 務 大 臣 殿

申請者 〒 330 - 9716

住所又は
所在地 埼玉県さいたま市
中央区新都心1-1

(フリガナ) カントウ タロウ

氏名又は
名 称 関 東 太 郎

(TEL 048 - 600 - 1177)

実印を押印する

実印

普 通 財 産 売 払 申 請 書

下記のとおり普通財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所 在 地	区分	種目	構造	数量 (㎡)	使用目的	摘要
埼玉県 さいたま市 〇〇 - 〇〇	土地	宅地	一	00.00	住宅敷地	

工作物等がある
場合、記入する

現況地目を記入する
※登記地目ではあり
ません
公衆用道路がある場
合、記入する

具体的な使用目的
を記入する

《売払申請書の記入例②（土地：法人の場合）》

令和××年××月××日

提出日を記入する

財 務 大 臣 殿

申請者 〒 330 - 9716

住所又は
所在地 埼玉県さいたま市
中央区新都心1-1

(フリガナ) カントウドウサンカブシカイシャ

氏名又は
名 称 関東不動産株式会社

代表取締役 関東太郎

(TEL 048 - 600 - 1177)

実印（代表取締役印）
を押印する

実印

普 通 財 産 売 払 申 請 書

下記のとおり普通財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所 在 地	区分	種目	構造	数量 (㎡)	使用目的	摘要
埼玉県 さいたま市 〇〇 - 〇〇	土地	宅地	一	00.00	分譲用地	

工作物等がある
場合、記入する

現況地目を記入する
※登記地目ではあり
ません
公衆用道路がある場
合、記入する

具体的な使用目的
を記入する

《売払申請書の記入例③（土地：共有の場合）》

令和××年××月××日

財 務 大 臣 殿

申請者

〒 330 - 9716

埼玉県さいたま市

中央区新都心1-1

住所又は かんづ けん

所 在 地 関東 太郎 持分 1/2 実印

〒 231 - 8412

(フリガナ) 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

氏名又は かんづ じけん

名 称 関東 次郎 持分 1/2 実印

(TEL 048 - 600 - 1177)

普 通 財 産 売 払 申 請 書

下記のとおり普通財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所 在 地	区分	種目	構造	数量 (㎡)	使用目的	摘要
埼玉県 さいたま市 〇〇 - 〇〇	土地	宅地	一	00.00	住宅敷地	

工作物等がある
場合、記入する

現況地目を記入する
※登記地目ではあり
ません
公衆用道路がある場
合、記入する

具体的な使用目的
を記入する

誓 約 書

☐ 私

☐ 当法人

は、国と国有財産売買契約を締結するにあたり、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報を提供することに同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

関東財務局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

令和 年 月 日

関東財務局長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

同 意 書

下記 1 の国有財産の売払いに係る契約手続きについて、下記 2 の事項を異議なく同意します。

記

1. 物件の表示

所 在 地

区分・数量

2. 契約に係る事項

契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること

所在地（マンションの場合は住居表示）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条の 5 の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

同意書記入例（土地）

提出日を記入する

令和 年 月 日

関東財務局長 殿

〒330-9716
住所又は所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
氏名又は名称 関東株式会社
代表取締役 関東 大助

同意書

下記1の国有財産の売払いに係る契約手続きについて、下記2の事項を異議なく同意します。

記

公共用道路がある場合、
「外 公共用道路」と記入する

1. 物件の表示

所在地 東京都〇〇区△△1-1 外1筆
区分・数量 土地・300.02㎡ 外 公共用道路
立木竹・15本

2. 契約に係る事項

立木竹等がある場合、記入する

契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること
所在地（マンションの場合は住居表示）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物の解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建ぺい率、容積率

令和〇年度 第〇回

物 件 調 書			
物件番号		0001	
		最低売却価格 ××××円	
所在地	東京都〇〇区△△1-1 外1筆		
住居表示			
現況地目	宅地	300.02 ㎡	工作物
及び面積等	公共用道路	105.25 ㎡の持分13/50	立木竹
登記簿	地番	1-1	
	地目	畑	
記載事項	数量	300㎡	
	地番		
	地目		
	数量		
接面道路	北側	舗装市道	幅員約 6.0 m
の状況	南西側	舗装市道	幅員約 6.0 m
	(法第42条第1項第1号道路)		
法令に基づく制限	建築基準法	市街化区域	
		用途地域	第一種低層住居専用地域
		地域・地区	地区計画区域
		建ぺい率	50%
		容積率	100%
		高度制限	指定なし
	防火指定	指定なし	
	その他	都市計画法第58条の2（△△地区地区計画） 農地法第5条（転用を伴う権利移転の届出）	
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容
道路後退	無	負担の内容	
供給処理	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況
	電気	接面道路配線	有
	公営水道	接面道路配管	有
	公共下水道	接面道路配管	有
施設の概要	都市ガス	接面道路配管	有
	交通機関	鉄道等	〇〇〇線 □□駅の 北東方 約5.5km
公共施設	バス	◇◇バス☆☆駅行	×××停留所まで徒歩10分
	〇〇区役所	△△小学校	××中学校
参考事項	・本地は、・・・・。		
	・本地の・・・・。		

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

同意書記入例（建物付土地）

提出日を記入する

令和 年 月 日

関東財務局長 殿

〒330-9716
住所又は所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
氏名又は名称 関東 花子

同 意 書

下記1の国有財産の売払いに係る契約手続きについて、下記2の事項を異議なく同意します。

記

1. 物件の表示

所在地 埼玉県□□市◎◎◎619-9

区分・数量 土地・1,015.66㎡

建物・203.12/306.71㎡

工作物・一式

建物がある場合、建築面積と延床面積の合計をそれぞれ記入する

工作物等がある場合、記入する

2. 契約に係る事項

契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること

所在地（マンションの場合は住居表示）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物の解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建ぺい率、容積率

令和〇年度 第〇回

物 件 調 書									
物件番号		0100			(共同住宅)			最低売却価格(税込) △△△△円	
所在地		埼玉県□□市◎◎◎619-9							
住居表示									
現況地目及び面積等		宅地			1,015.66㎡			工作物	一式
								立木竹	—
登記簿	地番	619-9							
	地目	宅地							
	数量	1,014.75㎡							
記載事項	地番								
	地目								
	数量								
接面道路		北側 舗装市道			幅員約 25.5 m			(法第42条第1項第1号道路)	
		東側 舗装市道			幅員約 5.6 m			(法第42条第1項第1号道路)	
の状況									
法令に基づく制限	建築基準法	市街化区域							
		用途地域	第一種低層住居専用地域						
		地域・地区							
		建ぺい率	40%						
		容積率	80%						
		高度制限	第一種高度地区						
	防火指定	指定なし							
	その他	景観法第16条（□□市景観計画区域）							

※別葉「補足説明事項」参照

2 建物の概要				
所 在		埼玉県□□市◎◎◎619-9		
①	種 類	住宅建(共同住宅)		
	構 造	コンクリートブロック造 鉄板掛葺 平屋建		
	床 面 積	建築面積 195.80㎡	延床面積 299.39㎡	
	登記床面積	未登記		
②	種 類	雑屋建(物置)		
	構 造	軽量鉄骨造 平屋建		
	床 面 積	建築面積 7.32㎡	延床面積 7.32㎡	
	登記床面積	未登記		
建 築 時 期		①②昭和60年4月1日建築		

《法人が申請する場合に提出》

役員一覧

回次 — 物件番号	第 — 回	—	物 件 番 号
--------------	-------	---	---------

法人名：

※必ずフリガナを記入し、性別（男・女）及び年号（T・S・H）に○印を記入してください。

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生 年 月 日	住所(市区町村までを記入)
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 —
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 —
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 —
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 —
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 —
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 —
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 —
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 —
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 —
	フリ ガナ	男 ・ 女	T S H 年 月 日	〒 —

(注) ・法人の登記事項証明書に記載されている役員(支配人が契約を締結する場合は、その者も含む)全員を記入してください。
・住所欄は市区町村までを記入し、以下の町名地番等は不要です。
・政令指定都市の場合は、区まで記入してください。(例: 埼玉県さいたま市中央区)

役員一覧

《法人が申請する場合に提出》

役員一覧

回次 物件番号	第 1	回 —	物 0	件 0	番 0	号 0
------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

法人名の記入漏れに注意

回次番号（1ケタ）と物件番号（4ケタ）を記入

法人名： 関東株式会社

フリガナ及び○印の記入漏れに注意

郵便番号の記入漏れに注意

※必ずフリガナを記入し、性別（男・女）及び年号（T・S・H）に○印を記入してください。

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所(市区町村までを記入)
代表取締役	カントウダイスケ 関 東 大 助	男・女	T S 33年 1月 11日 H	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区
取締役	カントウハナコ 関 東 花 子	男・女	T S 44年 2月 22日 H	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区
取締役	ザイムショウ 財 務 翔	男・女	T S 3年 11月 6日 H	〒100-0013 東京都千代田区
監査役	コクユウユウコ 国 有 勇 子	男・女	T S 55年 3月 3日 H	〒190-0014 東京都立川市
支配人	カントウヤマト 関 東 大 和	男・女	T S 30年 4月 5日 H	〒231-0003 神奈川県横浜市中区
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 —
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 —
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 —
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 —
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 —

(注) ○法人の登記事項証明書に記載されている役員(支配人が契約を締結する場合は、その者も含む)全員を記入してください。

・住所欄は市区町村までを記入し、以下の町名地番等は不要です。

・政令指定都市の場合は、区まで記入してください。(例：埼玉県さいたま市中央区)

・役員が11名以上の場合は関東財務局のホームページから様式をダウンロードするなどし、役員の記入漏れにご注意ください。

・法人の登記事項証明書の提出は無効となります。必ず役員一覧を提出してください。

令和 年 月 日

関東財務局長 殿

〒 —

住所又は

所在地

(フリガナ)

氏名又は

名称

(TEL — —)

建物現地見学申込書

下記の物件について、現地を見学したく申し込みます。

記

所在地 : _____

区分・数量 : _____

令和 年 月 日

関東財務局長 殿

〒 ー

住所又は

所在地

(フリガナ)

氏名又は

名称

(TEL ー ー)

建物現地見学辞退届

売払申請書を提出した下記の物件について、現地見学を辞退します。

記

所在地 ： _____

区分・数量 ： _____

連絡メモ

第 1 回 物件番号_____

物件所在地 _____市・区・町・村

必要事項をご記入いただき、該当する箇所の口にチェックをお願いします。

お名前（法人名）_____ 電話番号_____

ご担当者名_____ 携帯番号_____

※ 契約事務担当者(当方から連絡をする際の担当者)を記入願います。

1 契約締結希望日時について

- ☐ _____ / _____ () 時頃を希望。
☐ 未定 ※できるだけ早めにご連絡ください。
☐ 特になし（国の指定する日）

2 売買代金の支払方法について

物件番号 0020、0037、0039、0040 は、(1)のみとなります。

(1) 売買契約締結の際に契約保証金を納付する方法（原則）

- ① ☐ 契約締結日の 2 営業日前までに契約保証金（売買代金の 1 割以上_____円）
を関東財務局指定口座に振込みにより納付し、契約締結後、売買代金と契約保証金
との差額を 20 日以内に支払う方法。
② ☐ 契約締結時に契約保証金（売買代金の 1 割以上_____円）を納付し、売買
代金と契約保証金との差額を 20 日以内に支払う方法。
(☐ 預金小切手※ ☐ 現金)

- (2) ① ☐ 契約締結時に売買代金全額を支払う方法。
(☐ 預金小切手※ ☐ 現金)

※お支払いを預金小切手とする場合、発行予定の預金小切手が受け入れ可能か、所轄の
財務事務所等に事前に必ずご確認願います。

3 所有権移転日と同日の抵当権設定予定について

- ☐ なし ☐ あり

※抵当権設定は、上記 2 (1) の支払方法の場合、【留意事項】がありますので、
所轄の財務事務所等に事前に必ずご連絡願います。

4 印鑑（実印）の持ち出しについて（契約締結時）

- ☐ 可 ☐ 不可

5 物件の利用計画を教えてください。

- ☐ 集合住宅（賃貸） ☐ 集合住宅（分譲） ☐ 集合住宅以外の住宅
☐ 併用住宅 ☐ 営利用（具体的用途：_____）
☐ その他〔 _____ 〕

6 御社の業種を教えてください。（法人の方のみ）

- ☐ 不動産業 ☐ 建設業 ☐ その他〔 _____ 〕

7 これまでに関東財務局が実施したすぐに購入できる物件の申込みに参加したことがありますか。

- ☐ ある ☐ ない

8 今回のすぐに購入できる物件をお知りになったものをお答えください。

※ 複数回答可。例えば、現地看板を見て、物件の情報を関東財務局ホームページで確
認した場合には、現地看板と関東財務局ホームページの口にチェックしてください。

- ☐ 地方公共団体・業界団体等からの情報（団体等名：_____）
☐ 関東財務局ホームページ（☐メールマガジン）
☐ 全国版空き家・空き地バンクホームページ
☐ すぐに購入できる物件のご案内（冊子） ☐ 現地看板
☐ その他〔 _____ 〕

9 契約担当への連絡事項

〔 _____ 〕

※ 提出された個人情報につきましては、厳重に管理するとともに、目的以外では使用いたしません。